

消費生活
緊急情報

第19号

平成21年8月18日

「水道水を点検します」といって
浄水器を契約させる業者に
要注意！

突然、作業服の男性が訪問してきて「水道水のサビを調査します。」といっって自宅に上がり込み、給水管にサビがたまっているといわれ、高額な浄水器を勧められ契約してしまった、という相談が寄せられています。

実際にはサビは確認されておらず、点検や調査を口実にした悪質な訪問販売業者であると思われます。

商品や工事を勧められても、その場で契約せず、家族や知人、消費生活センターなどに相談しましょう。



相談多発地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)